(午前 9時59分)

\_\_\_\_\_\_

## ◎議事録署名委員指名

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、7番、一倉伸一君、8番、田嶋久実君の2名を本日の議事録署名 委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

## ◎議案第1号

議 長 それでは、4、議題。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 議案第1号、番号1について、事務局長の説明を求めます。 事務局長。

事務局長 すみません、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号、番号1について説明を申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第1号、番号1、図面1。1筆目の農地の所在は大字新井字長谷津2608番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は998㎡。2筆目の農地の所在は大字新井字長谷津2608番2。地目は登記簿、現況共に畑。面積は320㎡。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は高崎市金古町の方。経営面積は自作地68アール。申請事由は、相続で申請地を取得したが、耕作できないため譲受人に譲渡したいとのことです。譲受人は高崎市棟高町の方。経営面積は、借受地88.5アール。申請事由は、高崎市、沼田市を中心に多角的に農業経営をしているが、規模拡大のため申請地を譲受けしたいとのことです。議案書2ページをご覧ください。議案第1号、番号1に関する農地法3条の調査書を添付しております。

こちらで、2番目のところ、第2項第2号の農地所有適格法人以外の法人に該当しないかというところで、農地所有適格法人というのがどういうものかというのを少し説明させていただきます。農地所有適格法人というのは、農地を所有できる法人とな

っております。法人形態といたしまして、株式会社、公開会社でないもの、または農地組合法人、持分会社等となっております。事業内容につきましては、主たる事業が農業、農産物の加工販売等の関連事業を含むものとなっております。売上高の半分以上が農業というところとなっております。議決権につきましては、農業関係者が総議決権の過半数を占めることとなっております。役員につきましては、役員の過半数が農業の常時従事する構成員であること、役員または重要な使用人の一人以上が農作業に従事することが農地所有適格法人の条件となっております。

また、高崎市、沼田市に農地の耕作状況について照会をしたところ、遊休農地となっているところはなく、適正に耕作及び管理を行っていると回答を得ております。また、高崎市において認定農業者の資格をしているとのことです。

以上で、議案第1号、番号1の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 議案第1号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

ただいま事務局長の説明がありました議案第1号、番号1につきまして、地元委員 として補足説明と質問をさせてもらいます。

権利の種別、申請目的、申請理由につきましては、事務局長の説明のとおりです。

なお、申請地につきましては、南新井前橋線から20区方面に抜ける道を、判塚の信号で左折し、農業試験場の方に登り上げます。その登り上げるところで、その左側の崖の下ということです。付近の状況を申し上げますと、北側と西側が3メートルから6メートルぐらいの崖になっています。南側が耕作地、畑です。南東側に太陽光が設置されており、東側に進入路がございます。

地元としては周りの農地に影響はないと思われますが、現地がフェンスで囲まれておりまして、これ以前にまず何かほかの申請があったのかどうか、その辺の質問が1つあるのですけれども、例えばこれを許可したとして、何年間そのまま農業を続けろとかという、その制約があるのかどうかも質問をさせてもらいたいです。

以上です。

議 長 ただいま、地元委員から説明がありました。事務局長。

事務局長 フェンスにつきましては、今ある太陽光のところの、太陽光側のフェンスとなっております。農地を買って制約があるかということなのですけれども、昔は3年3作とか言っていたのですけれども、実際それは法的な根拠がなくて、一応、暗黙の了解で3年3作と言っているところでございます。実際のところ、何年作るとかとい

うのは、明記はされていないところでございます。 以上です。

議 長 3番、真下治彦君。

真下委員 この法人がですね、農地適格法人で条件が整えば、売買としては、問題はないのですか。

議 長 事務局長。

事務局長 この書面というか、申請書、あとは他市町村、沼田とか高崎市に調査したところ、問題はないというところでございます。以上で、これを基に判断をしていただければと思います。このほかはともかく、今のこの状況でというか、この土地だけで判断をということになります。

真下委員 地元としては、この先、農業をしていくということで、耕作をされるのであれば、許可相当ということでいいのではと思います。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当と思われる意見をいただきました。

皆様、ほかにご質問等がありましたらよろしくお願いします。

12番、小山委員。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ただいまのちょっと申請地で、何点かちょっと質問をさせていただきたいのですけれども、まず1点は、先ほど話が出ているように、農地所有適格法人ということなのですけれども、高崎、沼田で適正に耕作をしているということで、この申請者がどのくらいの農地を所有して、どのようなものをどのぐらいの売上げでやっているのか、できればお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、この申請地については道路に面しているところが、先ほども話があったのですけれども、もう10m近い崖になっておるということで、この農地に対しての進入路、手前については以前、別な業者が農地転用をして、擁壁もしているというようなところで、そこに進入路があるのかどうか、それも含めてちょっと確認をしていただきたいと思います。

以上です。

議 長 事務局長。

事務局長 まず、こちらの法人の作物ですけれども、3ページのところの一番下に記載 があるのですけれども、作物としては枝豆、チジミホウレンソウ、タマネギ、長ネギ などというところでございます。

この法人が昨年から始まりまして、4年度、前期の1年目の売上げが、申請書によりますと90万3,570円の売上げというところでございます。これから規模を拡大して

いくというような申請の内容となっております。

また、道路の進入路ですけれども、崖からは入れませんので、手前のところから入るというところで、地権者の方からは同意者を得られているというような状況となっております。

以上でございます。

議 長 12番、小山議員、それでいいですか。

12番、小山委員。

小山委員 地権者の同意を得ておるということは、そこに建物が建っちゃうと出入りできなくなっちゃうという、その辺は建たないという保証があるのですか。逆にそういう農地が、道路から進入路がない農地を法人が買うということ自体がよく分からない。 議 長 事務局長。

事務局長 申請書でいいますと、同意は得られているというところでございますけれど も、建物が建たないかというのについては、現状では分からないところとなっており ます。その先、農地を買うというところとなっておりますけれども、申請者が購入し たいというところですので、その辺も含みながら判断をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにはご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なければ、ただいま地元の委員から許可相当という説明がありましたが、ほかに意見がありませんので、議案第1号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成多数。よって、議案第1号、番号1は原案のとおり許可といたします。

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。 事務局長。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書3ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字長岡字中組869番3。 地目は、登記簿は山林、現況は畑。面積は370㎡。2筆目の農地の所在は大字長岡字 中組869番5。地目は、登記簿は山林、現況は畑。面積は113㎡。3筆目の農地の所在は大字長岡字中組870番。地目は、登記簿は山林、現況は畑。面積は23㎡。権利は所有権移転売買。譲渡人は長岡の方で、譲受人の方は長岡の方及び高崎市金古町の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅102.50㎡。転用理由、譲受人は現在、夫婦おのおの実家で生活しているが、将来的に家族が増えることを考慮し、また、親の介護もできるよう、実家の隣接地である申請地を購入し、住居を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人からの申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第2号、番号1について、事務局長から説明が終わりました。 何かご意見ございませんか。

5番、星野一郎委員。

星野委員 地元の第5番、農業委員、星野です。

現地をご覧いただいたと思いますけれども、既に西側は道路、北側は1級河川が走っているのですけれども、引込線が山林としてございまして、この家へ入る道路となっておりまして、また、南側は墓地、東側はもう既に宅地になっておりまして、農地は近隣にはございませんので、転用は適当だと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

推進委員3番、湯浅。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。

現地確認調書、この7ページの、申請地の地図でしょうか。 7ページは申請地ですよね。この7ページの地図によると、植栽というのを木を植えるわけですか、これは。 
議 長 事務局長。

事務局長 そうですね、この予定だと、庭木というか植栽をする予定とのことです。

湯浅委員 すみません、木の種類によってもかなり大きくなって、隣がこれは宅地になっていますか。日当たりやら、落葉樹ということもないでしょう、落葉樹の場合は当然、落ち葉、あるいは枝が伸びてくるとか、それは植えてからの話かもしれませんが。 議 長 事務局長。

事務局長 一応、建物の配置の計画図でございますので、実際、家とか建ててみて、そ の辺、植えるかというように思います。

湯浅委員 承知しました。ありがとうございます。

星野委員 ただいま植樹の質問があったのですけれども、よろしいですか。

議 長 5番、星野一郎君、どうぞ。

星野委員 この植樹に関しましては、南側が墓地になっておりますので、多分、そうい う形で木を植えるのではないかという私は判断をさせていただいております。したがって、目隠しですね。ということだと思っております。

以上です。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1については、原案のとおり許可相当 といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書3ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字山子田字中野1977番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は500㎡。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は高崎市棟高町の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅87.47㎡。転用理由は、譲受人は現在、高崎市でアパート生活をしているが、子供の成長に伴い手狭となったため、将来のことを考え申請地を購入し、自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申入れを受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地です。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 議案第2号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

10番、髙橋君。

髙橋委員 10番、農業委員の髙橋です。

先ほどの議案第2号、番号2についての説明は、事務局長の説明のとおりです。権 利種別は所有権移転売買ということです。 現地に関しての補足の説明をさせていただきます。

現地調書の8から10ページまでですが、現場はふるさと公園の信号をしんとうワイナリーの方面に向かって500mほど西に向かって右側の角地というところです。こちらに関しては、西側道路、南道路、側溝も南側に入っております。東側には宅地、住宅が建っております。雨水については自然浸透、それから浄化槽を設けて生活雑排水についてはそれ以降、側溝に流すというような計画になっております。隣接する農地に関しても、特段、農地に及ぼす影響はないというふうに考えております。担当地区の委員としまして許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。 ここで全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時55分)

◎報告事項	頁			
◎その他				
<ul><li>──</li><li>○閉会</li></ul>		 	 	

(午前11時10分)